

発行 内閣府  
(原稿作成 国立印刷局)

- スリランカ民主社会主義共和国における腐敗防止制度の確立を通じた腐敗行為訴追推進計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件
- (同二八四)

〔国会事項〕

裁判所  
相続、失踪、除権決定、破産、再生  
関係  
会社その他

- 内閣府 カジノ管理委員会 法務省  
会計検査院
- 〔人事異動〕

## 目 次

## 〔省 令〕

- 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (財務五九)

- 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令 (厚生労働七九)
- (同二一七三)

- 肥料の登録が失効した件 (同二一七四)

- 租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件 (同二一七五、一一七六)

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第一項の規定に基づき、特定社会基盤事業者を指定する件 (経済産業一一〇)
- 最低工賃の改正決定に関する公示 (茨城労働局最低工賃公示一)

## 官庁 事項

- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 (法務一一〇)
- 動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件 (外務二八二)
- 返納を命じた旅券を無効とする件 (同二八三)

## 官 庁

- 道路に関する件 (東北地方整備局六〇)
- 道路標識に関する件 (海上保安庁一九)
- 航路標識に関する件 (経済産業一九)
- 諸事項 (法務二七〇)

## 公 告

- 金融商品取引業者営業保証金取戻し、有権者申出方、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係 (四国地方整備局四四)

- 特定国外派遣組織を指定する件 (総務二七〇)
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件 (法務一一〇)
- 動物の衛生及び検疫における協力に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件 (外務二八二)
- 返納を命じた旅券を無効とする件 (同二八三)

- 道路に関する件 (東北地方整備局六〇)
- 道路標識に関する件 (海上保安庁一九)
- 航路標識に関する件 (経済産業一九)
- 諸事項 (法務二七〇)

- 金融商品取引業者営業保証金取戻し、有権者申出方、旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係 (四国地方整備局四四)

## 二 二 一 一 九 九

省

令

## ○財務省令第五十九号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第四項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年八月一日

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十条の二に次の二項を加える。

7 法第八十条第四項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての経済産業大臣の証明書で、当該登記を受ける者が同項に規定する選定事業者であること、当該登記を受ける事業者が同項に規定する資本金の額の増加であること及び当該資本金の額の増加が同項に規定する選定実施計画に係るものであることの記載があるものを添付しなければならない。

## 附 則

この省令は、情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十号）の施行の日（令和七年八月四日）から施行する。

## ○厚生労働省令第七十九号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
（船員保険の介護料の額に関する経過措置）	（船員保険の介護料の額に関する経過措置）

第一條の二 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）。次項において「整備政令」という。第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「改正法」といって、「改正法」という。）附則第三十九条において「改正法」という。第五十七条の二第二項に規定する雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下この条において「旧船員保

員保険法」（以下この条において「旧船員保

員保険法」）の規定による介護料の月額として第一条の規定による改正前の船員保

員保険法施行規則（以下「旧船員保険法施行規則」という。）第七十六条ノ三第一項の規定により算定した額に乘じる厚生労働省令で定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

第一次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額を第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

第一次のイからハまでに掲げる介護に要する費用の支出に関する区分に応じ、当該イからハまでに掲げる額を第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。

## 附 則

厚生労働大臣 福岡 資麿

雇用保険法等の一部を改正する省令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次の表のように改

正する。（傍線部分は改正部分）

口・ハ （略）	二 （略）
厚生労働大臣 福岡 資麿	雇用保険法等の一部を改正する省令
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次の表のように改	正する。（傍線部分は改正部分）

2 前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十八万六千五十円」とあるのは「九万二千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万五千四百九十九円」とあるのは「四万二千七百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」と、同号ロ及びハ中「八万五千四百九十九円」とあるのは「四万二千七百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、整備政令第五十七条の二第二項に規定する改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた旧船員保険法の規定による介護料の月額として旧船員保険法施行規則第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項の規定により算定した額に乗じる厚生労働省令で定める率について準用する。この場合において、前項第一号イ中「十七万七千九百五十円」とあるのは「八万八千九百八十円」とあるのは「四万二千七百円」と、同項第二号中「第七十六条ノ三第一項」とあるのは「第七十六条ノ三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

## 附 則

（施行期日）

この省令は、令和七年八月一日から施行する。

（経過措置）

この省令による改正後の附則第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る

介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、な

お前前の例による。



- 第八条
- 1 各締約国政府は、自己の利用可能な予算上の財源の範囲内で、次の活動の費用を負担する。  
(a) 動物の検疫及び動物の衛生管理に関する自國政府の代表団の訪問（動物の検疫及び動物の衛生管理の実施又は運営上の経験の共有に関する訪問を含む。）
- (b) セミナー及び他の科学分野の会議への自國政府の専門家又は研究者の派遣
- 2 各締約国政府は、情報、官報及び出版物を他方の締約国政府に送付する費用を負担する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、両締約国政府は、この協定の範囲内の活動についての資金に関する取決めを決定することができる。

**第九条**

1 この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて両締約国政府間の協議によつて解決する。

2 第四条に規定する協力覚書や他の文書の解釈又は実施から生ずる紛争は、第三条に規定する権限のある当局の間の協議によつて解決する。権限のある当局の間の協議によつて当該紛争を解決することができない場合は、当該紛争は、外交上の経路を通じて両締約国政府間の協議によつて解決する。

**第十条**

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要とされるそれぞれの国内法上の手続が完了したことを外交上の経路を通じて書面により相互に通告することにより、その通告のうちいずれか遅い方の通告が受領された日に効力を生ずる。この協定は、両締約国政府により、それぞれの国において効力を有する関係法令に従つて実施される。

2 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国政府も、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に対し書面によりこの協定の終了の通告を行つたができない。この場合には、この協定は、終了の通告が受領された日の後六箇月の期間が満了する日まで効力を有する。

**第十一条**

1)の協定は、他の国際協定、条約及び議定書に基づく各締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

## 第十一條

## 第十一條

この協定の改正は、両締約国政府間の書面による合意によつて行われるものとし、第十一条に規定する手続と同様の手続に従つて効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十九年十一月二十五日に東京で、ひむこへ

正文である日本語、中国語及び英語による本文による。

日本政府のために

日本政府による本文によつて作成した。

解釈に相違がある場合には、英語

の本文によつて解釈する。

日本政府による本文によつて作成した。

解釈に相違がある場合には

生第88097号	化成肥料	ぐみあい化成肥料8号	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	輸第12473号	家庭園芸用複合肥料	Aqua Vega A	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
生第91187号	化成肥料	シバニードグリーン粒剤	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小網町1番8号	輸第12474号	家庭園芸用複合肥料	Aqua Vega B	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
生第91197号	液状肥料	SNZ液肥120号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番17号	輸第12475号	家庭園芸用複合肥料	Coco A	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
生第91198号	液状肥料	SNZ苦土、マンガン、ほう素入り硝酸石灰複合液肥	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番17号	輸第12476号	家庭園芸用複合肥料	Coco B	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号
生第91199号	液状肥料	SNZ尿素複合液肥058号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番17号	輸第105360号	家庭園芸用複合肥料	Amairo—01	甘彩六花株式会社	東京都千代田区平河町一丁目6番15号
生第91206号	配合肥料	ぐみあい苦土入り粒状複合880—Cu	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地	有効期間が令和10年6月25日となったもの				
生第91208号	配合肥料	ぼかし元気	株式会社丸藤	北海道美唄市字チャシュナイ1017番地112	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第91213号	汚泥肥料	根力	株式会社光コードレーション	福岡県久留米市北野町金島1546番地	生第76159号	化成肥料	ぐみあい苦土尿素入り複合硫加磷安482	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第93381号	家庭園芸用複合肥料	ルートダッシュ BS Type	東海物産株式会社	三重県四日市市高角町2997番地	生第76178号	液状肥料	エース1号	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地8番地
生第93382号	汚泥肥料	食品工場汚泥肥料IF1号	株式会社イチハラフーズ	東京都新宿区白銀町2番4号白銀町ビル2階	生第76179号	液状肥料	エース2号	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地8番地
生第93383号	汚泥肥料	まなぶちゃん	株式会社山コンボストリサイクルセンター	山形県山市大字杉島230番地の6	生第76180号	液状肥料	エース3号	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地8番地
生第105309号	化成肥料	ほう素マンガン苦土入り野菜化成220	九鬼肥料工業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号	生第76182号	液状肥料	エースリンマグ	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地8番地
生第105333号	液状肥料	液状複合肥料1160	有限会社ハイドロテック	大阪府和泉市芦部町83番地	生第76183号	液状肥料	エースカリリン	有限会社アネット	宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字大谷地8番地
生第105334号	化成肥料	すくすく246号α(アルファ)	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	有効期間が令和10年6月26日となったもの				
生第105343号	汚泥肥料	パフミン	宇都宮王子紙業株式会社	栃木県宇都宮市白沢町592番地	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住所
生第105344号	汚泥肥料	パフミン赤	宇都宮王子紙業株式会社	栃木県宇都宮市白沢町592番地	生第102474号	配合肥料	ぐみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合553—Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第105348号	汚泥肥料	穂波苑肥料	ふくおか県央環境広域施設組合	福岡県飯塚市楽市728番地1	生第102475号	化成肥料	アトラス048	セイブサンエー肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地松本ビル内
生第105349号	液状肥料	西肥600号	西日本殖産有限会社	熊本県八代市松崎町159番地1	生第102477号	化成肥料	苦土マンガンほう素有機入り化成048	栄物産株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地
生第105350号	液状肥料	020複合液肥1号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	生第102478号	化成肥料	特撰美味048特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地
生第105359号	家庭園芸用複合肥料	エード15号	住友化学園芸株式会社	東京都中央区日本橋小網町1番8号	生第102479号	化成肥料	ほう素有機入り化成966	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地
生第105363号	化成肥料	三光有機入り野菜化成050	三光産業株式会社	三重県四日市市西末広町4番17号	生第102480号	汚泥肥料	新城市農集排污泥肥料(2)	新城市	愛知県新城市字東入船115番地
輸第12464号	液状肥料	PK13／14	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号	生第102482号	混合りん酸肥料	光、粒状ようりんケイカル肥料C号	昭和肥料株式会社	富山県小矢部市東福町10番1号
輸第12465号	液状肥料	BCM—DP98	バイケミックジャパン株式会社	東京都中央区日本橋人形町三丁目6番7号	生第102484号	混合りん酸肥料	粒状ようりんケイカル肥料3号	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番8号
輸第12471号	家庭園芸用複合肥料	Aqua Flores A	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号	生第102501号	化成肥料	有機入り化成肥料280	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町1番地
輸第12472号	家庭園芸用複合肥料	Aqua Flores B	株式会社大景	神奈川県川崎市宮前区南野川三丁目22番39号	生第102506号	化成肥料	ぐみあい尿素入り化成500	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
					生第102507号	化成肥料	ぐみあい苦土マンガンほう素有機入り複合肥料S575特号	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
					生第102509号	化成肥料	ぐみあい有機入り化成S808特号	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号

生第102512号	液状肥料	兼定液肥PN 1号	兼定興産株式会社	福岡県久留米市野中町640番地の1	生第74029号	配合肥料	ニュー・カーライト複合肥料	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目6番8号
生第102515号	配合肥料	有機入り配合 7—5.5	南国興産株式会社	宮崎県都城市高城町有水1941番地	生第78496号	配合肥料	スーパーイビー1号	株式会社JAアグリエール長野	長野県安曇野市堀金三田3360番地3
生第102517号	汚泥肥料	汚泥発酵肥料1号	九星飲料工業株式会社	福岡県糸島市波多江字中川原100番地	生第85115号	混合りん酸肥料	3.0混合りん酸肥料	朝日化工株式会社	富山県小矢部市下後亟503番地1
生第102518号	化成肥料	くみあい有機入り化成新088号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号	生第85150号	配合肥料	樽専用追肥「おっかけ3号」	株式会社誠和	栃木県下野市柴262番地10
生第107351号	汚泥肥料	エコ久万ソイル	株式会社高原アオアクア	愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神乙767番地64	生第85151号	配合肥料	樽専用追肥「おっかけ7号」	株式会社誠和	栃木県下野市柴262番地10
生第107352号	副産肥料	エコヤマト2号	ヤマトプロテック株式会社	東京都港区白金台五丁目17番2号	生第88122号	化成肥料	ミツイ尿素入り高度化成肥料444	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第107369号	液状肥料	有機入り液体肥料421号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の1	生第88123号	化成肥料	くみあいほう素入り複合燐加安S550	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
有効期間が令和13年6月24日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住 所	生第93385号	化成肥料	くみあい尿素入り化成肥料840	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
生第49452号	化成肥料	くみあい苦土、ほう素入り複合燐加安402号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地	生第93390号	化成肥料	高度燐加安444号	株式会社服部	三重県四日市市広永町577番地
生第55245号	化成肥料	サンライト666	太陽肥料株式会社	茨城県神栖市砂山4番地	生第93392号	液状肥料	クロビカα	株式会社ジャット	大阪府大阪市中央区南船場四丁目2番4号
生第66079号	化成肥料	丸ツバメほう素入り複合硫化燐安492	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10	生第105304号	化成肥料	中日本高度化成NS208	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目23番12号
生第66093号	化成肥料	くみあいほう素尿素入りIB化成S30号	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号	生第105305号	化成肥料	中日本高度化成NS818	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目23番12号
生第69561号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S020	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第105335号	混合微量元素肥料	AS-SR192	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
生第69562号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S555	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第105346号	化成肥料	化成013号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目6番17号
生第69563号	化成肥料	くみあいCDU複合燐加安S682	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第105351号	液状肥料	液体微量元素複合肥料	安藤正人	宮崎県児湯郡川南町大字川南23955番地3
生第69564号	化成肥料	くみあい苦土マンガンほう素入り化成S605	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	生第105356号	化成肥料	苦土有機入り化成953	肥料開発株式会社	静岡県焼津市与惣次二丁目10番地の10
生第69566号	化成肥料	高度複合U234号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号	輸第10931号	硫酸加里苦土	硫酸加里苦土20.5—18.5	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
生第69571号	配合肥料	カーライトK複合肥料	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目6番8号	輸第10932号	魚かす粉末	フィッシュボーンSRV—1	株式会社交洋	三重県四日市市新正五丁目4番19号
生第73980号	化成肥料	くみあいけい酸加里入り化成高度586号	JA全農くみあい飼料株式会社	群馬県太田市東新町818番地	輸第10934号	なたね油かす及びその粉末	5.5压搾菜種粕	興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番29号
生第73994号	化成肥料	燐加安666号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	輸第10939号	硫酸苦土肥料	SK25粒状硫酸苦土肥料	株式会社正栄商会	東京都江東区亀戸六丁目55番20号
生第74022号	配合肥料	BB372号	株式会社JAグリーんどちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番1	輸第10941号	水酸化苦土肥料	ひたち苦土肥料マグ4号	常陸化工株式会社	茨城県常陸太田市新宿町664番地
生第74023号	配合肥料	BB473号	株式会社JAグリーんどちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番1	輸第12466号	配合肥料	スコットLS肥料1号	株式会社ハイボネットクスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号
生第74024号	配合肥料	CDU窒素入りBBS444号	株式会社JAグリーんどちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番1	輸第13681号	硝酸アンモニア	硝酸アンモニア	トミクラ産業株式会社	兵庫県姫路市花田町高木209番地の1
生第74025号	配合肥料	BB286号	株式会社JAグリーんどちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番1	輸第13682号	尿素	尿素2号	伊藤忠商事株式会社	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号
生第74027号	配合肥料	BB苦土入り500号	株式会社JAグリーんどちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番1	輸第13684号	硫酸加里	50.0硫酸加里	株式会社みのり	静岡県三島市西本町4番5号

輸第13685号	大豆油かす及びその粉末	6.0大豆粕	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
輸第13686号	化成肥料	高度化成14-14-14	株式会社高五	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎上小路134番地1
輸第13687号	化成肥料	12-61第一燐安	株式会社シーディング	新潟県村上市下助渕959番地
輸第13689号	化成肥料	ほう素有機入り硝磷加特号	株式会社J・K・Cアグロ	熊本県八代市千丁町太牟田1957番地
輸第13691号	硫酸苦土肥料	精製硫酸マグネシウム	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番1号
輸第105339号	化成肥料	化成肥料10-0-10	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
輸第105340号	化成肥料	化成肥料13-0-13-4	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
輸第105341号	化成肥料	化成肥料17-0-17	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目8番13号九段靖苑ビル4階
輸第105354号	化成肥料	けい酸入り化成肥料28号	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号
輸第105357号	化成肥料	CG-OC-MAP	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
輸第105358号	化成肥料	WNS666	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
外第105330号	副産肥料	YH銅入り苦土肥料	青島宇慧綠色工貿有限公司	中華人民共和国(山東)自由貿易試驗区青島片区前灣保稅港区莫斯科路38號(A)
			グリーンコスモス株式会社 (国内管理人)	北海道苦小牧市新開町三丁目13番2号

## 有効期間が令和13年6月25日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住 所
生第71977号	化成肥料	つづじ有機入り化成30号	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番1
生第71981号	化成肥料	くみあいほう素入りCDU複合燐加安S402	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号
生第71987号	化成肥料	くみあい苦土ほう素入り化成S826号	菱東肥料株式会社	大分県大分市豊海3丁目3番1号
生第76145号	加工りん酸肥料	丸菱きくりん21号	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目22番地
生第76155号	化成肥料	ほう素入り高度化成423号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
生第76162号	化成肥料	マザー100・004	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第76163号	化成肥料	腐植酸・有機入り化成肥料3号	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第76188号	配合肥料	養液栽培果菜用肥料(鉄添加)	片倉コーブアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
輸第6420号	なたね油かす及びその粉末	4.5なたね油かす	ミツワ商事株式会社	大阪府吹田市千里山西四丁目39番A-803

## 有効期間が令和13年6月26日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	氏名又は名称	住 所
生第102471号	化成肥料	マンガンほう素有機入り化成088特号	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通3丁目26番地
生第102472号	化成肥料	マンガンほう素有機入り化成088特号	株式会社ジェイ・エフ	兵庫県高砂市高砂町東宮町1038番地4
生第102481号	混合りん酸肥料	粒状シリカゲル入りけい酸りん肥2号	昭和肥料株式会社	富山県小矢部市東福町10番1号
生第102505号	成形複合肥料	複合肥料30	小西安農業資材株式会社	東京都中央区日本橋本町二丁目6番3号

2 保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)

## ○農林水産省告長第104号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和11十五年法律第百一十七号)第十一條第1項及び第四項の規定に基づき、次のとおりに輸入業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があつたので、同法第六条第11項の規定に基づきお詫びする。

令和七年八月一日

農林水産大臣 小泉進次郎

## 1 輸入業者の住所の変更

登録番号 輸第9032号、輸第9190号、輸第9197号、輸第9022号、輸第9023号、輸第8971号、輸第9057号、輸第9540号、輸第9465号、輸第9457号、輸第9769号、輸第10030号、輸第13398号、輸第13409号、輸第13859号、輸第100339号、輸第101761号、輸第103548号、輸第103745号、輸第104046号、輸第106134号、輸第106462号、輸第107448号、輸第107539号、輸第107815号、輸第108315号、輸第109017号、輸第109018号

変更前 東京都中央区日本橋本町一丁目10番5号

変更後 東京都中央区日本橋箱崎町19番21号

## 2 肥料の名称の変更

登録番号 生第80763号

変更前 ソイルエース

変更後 めぐみプラス

## ○農林水産省告長第104号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和11十五年法律第百一十七号)第十四條の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第六条第1項の規定に基づきお詫びする。

令和七年八月一日

農林水産大臣 小泉進次郎

## 1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所
生第39259号	加工りん酸肥料	特製多木24.0粒状苦土過磷酸	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地
生第69967号	化成肥料	苦土有機入り複合608	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第85189号	混合りん酸肥料	くみあい25.0サウスエース10	南九州化学工業株式会社	宮崎県兒湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地

官

報

生第85190号	混合りん酸肥料	くみあい25.0リンエー ス12	南九州化学工業株式会社	○経済産業省知事第十九號 字敷口鋪5029番地 経済施策を一體的に講ずるための安全保障 の確保の推進に関する法律(平成四年法律第四十 二号)第五十条第一項の規定に基づき、次に掲げ るものとし、これを特定社会基盤事業者として指定したので、 同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。
生第89257号	化成肥料	MS高度化成44	三井物産アグロビジ ネス株式会社	○海上保安庁告示第十九號 航路標識の一時撤去について、航路標識法(昭 和二十四年法律第九十九号)第十四条の規定に より、次のように告示する。
生第89258号	化成肥料	MS高度化成666	三井物産アグロビジ ネス株式会社	令和七年八月一日 海上保安庁長官 濱口 良夫 金武中城港具志川火力発電第一 号灯浮標
生第101440号	化成肥料	多木尿素苦土有機入り 複合肥料042-2号	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町 緑町2番地 兵庫県加古川市別府町
生第106112号	化成肥料	東西尿素苦土硫酸加磷安	東西肥料株式会社	合計17件(中略)

(次のとおり)は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覽に供することも、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)

農林水産省告示第千百七十五号  
（一）令和七年六月一日  
東北地方整備局長  
道路の種類  
一般国道

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行

第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件)の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から施行する。

令和七年八月一日  
表熊本県の頃中「熊本県畜産農業協同組合連合会」を「熊本県畜産農業協同組合」に改める。  
農林水産大臣 小泉進次郎

農林水産省告示 第千百七十六号  
組込寺別普置去施于令（昭和三十三年政令第四十三号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第

種の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租賃特別措置法施行

農業協同組合連合会を指定する等の件) の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

農林水産大臣 小泉進次郎  
令和七年六月一日  
表群馬県の項中「榛名酪農業協同組合連合会」及び「東毛酪農業協同組合」を削る。

表岐阜県の項の次に次のように加える。

愛知県  
愛知東農業協同組合



## 官 告

## 官 事 項

## 指定保安検査機関の指定に関する公示

高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)

第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高压ガス

保安法施行令(平成九年政令第二十号)第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七

十四条の一第一項第一号の規定に基づき、公示す

る。令和7年8月1日

中国四国産業保安監督部長 金子 健

3 2 1 名称 ニッキフコ一株式会社

住所 広島県吳市広白岳三丁目1番五十二号

3 指定する地域 鳥取県、島根県、岡山県、広

島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高

4 知県 指定の区分 液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二

項及び第四項から第七項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定

一般高压ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項及び第四項か

ら第七項までに規定する特定施設(同令第二条第一項第三号に規定する特殊高压ガスに係る特

定施設を除く)の保安検査を行う者としての指

定 5 保 安 検 査 を 行 う 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地

ニッキフコ一株式会社 多賀谷事業所 広島

6 指定年月日 令和7年8月1日

四国地方整備局公示

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する

区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和7年8月1日から一週間一般の縦覧に供する。

四国地方整備局長 豊口 佳之

(三)(一) (-) 道路の種類 一般国道

占用を制限する区域

高知県安芸郡安田町安田字西葉師浜一七五二番八四地先から同町安田字西葉

一七五一番七六地先まで

備考

## 北陸地方整備局公示

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項及び第66条の規定により高瀬ダム及び七倉ダムの兼用工作物の管理の方法及び管理に要する費用の負担について協議が成立したので、河川法第17条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局大町ダム管理所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年8月1日

北陸地方整備局長 高松 諭

1 河川の名称 信濃川水系高瀬川

2 河川管理施設の名称又は種類 高瀬ダム及び七倉ダム

3 河川管理施設の位置

高瀬ダム

高瀬川左岸 長野県大町市大字平字高瀬入  
2118番2及び同番5

右岸 同字2118番5

七倉ダム

高瀬川左岸 長野県大町市大字平字高瀬入  
2118番4及び同番18

右岸 同字2118番4

4 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 東京電力リニューアブルパワー株式会社 代表取締役社長 永澤 昌

住所 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

5 管理の内容

- (1) 本協議が成立する以前から管理を行う者が自ら策定した管理基準に則り利水者として継続的に実施する兼用工作物の管理業務(ただし、河川管理者の分担する業務を除く。)
- (2) 管理を行う者が単独で所有する資産の設置に伴う兼用工作物の改造・改修に係わる業務
- (3) 地震発生後のダム臨時点検

6 管理の期間 令和7年8月1日から高瀬ダム

及び七倉ダムが存続する日まで

(四) 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く)ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限するににより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和7年8月1日

(七) 図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

## 労 動

## 最低工賃の改正決定に関する公示

茨城労働局最低工賃公示第1号

家内労働法(昭和45年法律第60号)第10条の規定に基づき、茨城県電気機械器具製造業最低工賃(令和4年茨城労働局最低工賃公示第1号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年8月1日

茨城労働局長 佐藤 悅子

茨城県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 茨城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
コイル(自動車用の小型直流モーターのフィールドコイルに限る。)	外装テープ巻(布テープを2分の1掛けすることをいう。)	内径が41.5ミリメートル以上49.5ミリメートル以下のもの	1個につき12円
リード線又はシールド線	端子加工(リード線又はシールド線の端子をハウジング(カプラー又はコネクター)に差し込むことをいう。)		1ピンにつき55銭
プリント基板	手作業によるコンデンサー、ダイオード等のリード線のフォーミング加工(ただし、曲げ線の長さ、角度を指定して行うものに限る。)	リード線が2本のもの	1個につき64銭
	コンデンサー、ダイオード等のリード線の基板への差しみ		1個につき72銭



**令和7年(家)第30025号**  
東京都港区赤坂2丁目3番5号  
申立人 株式会社東京スター銀行  
本籍千葉県船橋市旭町1丁目10番、最後の住所千葉県船橋市旭町1丁目10番15号、死亡の場所神奈川県川崎市高津区、死亡年月日令和5年11月5日、出生の場所奈良県吉野郡中庄村、出生年月日昭和26年7月9日、職業不明  
被相続人 亡 鶴谷 哲次  
事務所千葉県船橋市前原西2丁目13番13号大塚ビル5階牧野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 平澤 梨奈  
催告期間満了日 令和8年3月9日  
千葉家庭裁判所市川出張所

**令和7年(家)第30099号**  
東京都墨田区東向島2丁目36番10号  
申立人 東京東信用金庫  
本籍東京都世田谷区野沢2丁目75番地、最後の住所千葉県船橋市本中山7丁目11番9号、死亡の場所東京都千代田区、死亡年月日令和6年2月24日、出生の場所鹿児島県揖宿郡頴娃村、出生年月日昭和21年8月23日、職業会社役員  
被相続人 亡 下川 幹男  
事務所千葉県船橋市本町1丁目26番2号船橋S Fビル4階 葛南総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 越川新太郎  
催告期間満了日 令和8年3月10日  
千葉家庭裁判所市川出張所

**令和7年(家)第70723号**  
東京都荒川区西日暮里2丁目25番1号  
申立人 東京都荒川都税事務所長  
本籍東京都荒川区東日暮里6丁目1620番地、最後の住所東京都荒川区東日暮里6丁目3番11号、死亡の場所東京都足立区、死亡年月日令和3年8月6日、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和23年9月3日、職業不明  
被相続人 亡 村上 光雄  
事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業  
相続財産清算人 弁護士 上田 雅大  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第70867号**  
東京都立川市栄町6丁目25番地の16  
申立人 中野香代子  
本籍東京都台東区東上野3丁目47番地、最後の住所東京都杉並区清水3丁目15番20号富士コーポ、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和7年2月15日、出生の場所東京市下谷区、出生年月日昭和6年8月5日、職業不詳  
被相続人 亡 奥野 春枝  
事務所東京都文京区小石川2丁目2番13-1102号柴田総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 柴田 浩子  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第70974号**  
静岡県富士市石井164番地の48  
申立人 細井 裕美  
本籍静岡県富士市川成島1018番地4、最後の住所東京都渋谷区幡ヶ谷3丁目31番3-208号、死亡の場所静岡県富士市、死亡年月日令和5年2月7日、出生の場所静岡県富士市、出生年月日昭和32年12月8日、職業不明  
被相続人 亡 井出喜代美  
事務所東京都千代田区霞が関3丁目3番2号新霞が関ビルディング3階 C L S 日比谷東京法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 金木 健  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第71045号**  
東京都荒川区荒川2丁目2番3号  
申立人 荒川区長  
本籍東京都荒川区町屋6丁目1630番地、最後の住所東京都荒川区町屋6丁目24番6号、死亡の場所東京都荒川区、死亡年月日令和6年10月10日頃、出生の場所東京都荒川区、出生年月日昭和25年9月4日、職業無職  
被相続人 亡 藤浪 孝司  
事務所東京都港区虎ノ門1丁目1番20号虎ノ門実業会館9階 スカイ総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 文屋 秀俊  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第71054号**  
東京都新宿区高田馬場4丁目37番7号アクティス高田馬場4丁目 204  
申立人 野口紀美子他2名  
本籍東京都新宿区高田馬場3丁目549番地、最後の住所東京都新宿区高田馬場3丁目38番3号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和5年11月21日、出生の場所茨城県久慈郡金砂郷村、出生年月日昭和16年12月11日、職業無職  
被相続人 亡 市川 孝子  
事務所東京都千代田区平河町1丁目7番20号C O I 平河町ビル6階 ヴェリタス法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 廣川 英史  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第71100号**  
東京都渋谷区道玄坂1丁目17番9号ヴェラハイツ道玄坂407号室  
申立人 上條 義宏  
本籍東京都中央区日本橋茅場町1丁目18番地1、最後の住所東京都新宿区下落合3丁目17番20号心医館目白、死亡の場所東京都新宿区、死亡年月日令和6年7月10日、出生の場所茨城県水戸市、出生年月日昭和10年8月25日、職業無職  
被相続人 亡 木村美津枝  
事務所東京都港区新橋1丁目18番13号杉村ビル7階井野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 井野 直幸  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第71476号**  
東京都港区芝2丁目31番19号  
申立人 A Gビジネスサポート株式会社  
本籍東京都杉並区荻窪3丁目48番、最後の住所東京都杉並区善福寺4丁目2番11号、死亡の場所東京都杉並区、死亡年月日令和6年2月28日、出生の場所長野県下水内郡栄村、出生年月日昭和27年9月11日、職業不明  
被相続人 亡 島田 美彦  
事務所東京都中央区銀座3丁目10番7号銀座京屋ビル6階緑川・北代法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 北代八重子  
催告期間満了日 令和8年3月2日  
東京家庭裁判所

**令和7年(家)第7114号**  
川崎市幸区南加瀬5丁目38番2-613号シャルマン南加瀬  
申立人 鈴木 恵子  
本籍神奈川県川崎市川崎区渡田1丁目10番地、最後の住所川崎市麻生区細山2丁目8番7号、死亡の場所神奈川県川崎市麻生区、死亡年月日令和7年1月27日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和23年2月23日、職業無職  
被相続人 亡 島田 繁男  
川崎市中原区新丸子町911番地B R A V I 武藏小杉503みづき法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 若松みづき  
催告期間満了日 令和8年2月18日  
横浜家庭裁判所川崎支部

**令和7年(家)第7120号**  
東京都目黒区中目黒1丁目10番23-504号シティホームズ中目黒  
申立人 都並 清史  
本籍東京都狛江市猪方1丁目690番地、最後の住所川崎市高津区下作延4丁目26番43-208号セトル溝ノ口、死亡の場所東京都狛江市、死亡年月日令和4年8月1日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和29年3月29日、職業無職  
被相続人 亡 渡會 裕  
東京都港区高輪4-8-11 高輪マンション207号室高輪総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 山田 浩子  
催告期間満了日 令和8年2月25日  
横浜家庭裁判所川崎支部

**令和7年(家)第7146号**  
川崎市麻生区上麻生6丁目36番22号  
申立人 鈴木富美子  
本籍神奈川県川崎市麻生区上麻生6丁目399番地、最後の住所川崎市麻生区上麻生6丁目36番22号、死亡の場所神奈川県川崎市麻生区、死亡年月日令和5年12月17日、出生の場所神奈川県川崎市、出生年月日昭和26年11月19日、職業不動産貸付業  
被相続人 亡 鈴木 公子  
川崎市川崎区駿前本町11番地1パシフィックマーケス川崎ビル8階 川崎パシフィック法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 斎藤 育  
催告期間満了日 令和8年2月25日  
横浜家庭裁判所川崎支部

**令和7年(家)第3142号**  
神奈川県厚木市中町3丁目17番17号  
申立人 厚木市  
本籍神奈川県厚木市金田446番地13、最後の住所神奈川県厚木市金田446番地13、死亡の場所神奈川県厚木市、死亡年月日推定令和6年9月10日、出生の場所神奈川県高座郡海老名町、出生年月日昭和43年9月11日、職業不詳  
被相続人 亡 白取 聰  
事務所神奈川県厚木市中町3丁目1番2号YDビル3階 進藤・田村法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 田村 圭  
催告期間満了日 令和8年2月20日  
横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第3152号**  
神奈川県茅ヶ崎市中海岸3丁目7番14号  
申立人 北脇 晶子  
本籍神奈川県足柄下郡湯河原町宮上506番地、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上504番地の1、死亡の場所神奈川県足柄下郡湯河原町、死亡年月日令和6年9月21日、出生の場所神奈川県足柄下郡湯河原町、出生年月日昭和31年11月9日、職業会社役員  
被相続人 亡 岩本 寿一  
事務所神奈川県小田原市本町1丁目5番25号 中野法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中野智一朗  
催告期間満了日 令和8年2月25日  
横浜家庭裁判所小田原支部

**令和7年(家)第7076号**  
東京都町田市上小山田町2656番地8  
申立人 川村 裕子  
本籍神奈川県相模原市中央区星が丘2丁目5156番地3、最後の住所神奈川県相模原市中央区星が丘2丁目2番11号、死亡の場所神奈川県相模原市中央区、死亡年月日令和7年1月12日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和35年9月28日、職業無職  
被相続人 亡 遠藤 正純  
神奈川県相模原市中央区相模原3丁目8番26号サンライズビル4階弁護士法人まちだ・さがみ総合法律事務所相模原支所  
相続財産清算人 弁護士 中野 直樹  
催告期間満了日 令和8年2月19日  
横浜家庭裁判所相模原支部

**令和7年(家)第2067号**  
新潟県三条市曲渕1丁目4番7号  
申立人 佐藤 章子  
本籍新潟県三条市西大崎3丁目1382番地、最後の住所新潟県三条市島川原654番地6、死亡の場所新潟県三条市、死亡年月日令和6年12月15日、出生の場所新潟県南蒲原郡大崎村、出生年月日昭和28年7月29日、職業無職  
被相続人 亡 山口 富正  
事務所新潟県三条市興野1丁目15番10号中央ビル2階中澤泰二郎法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中澤泰二郎  
催告期間満了日 令和8年3月9日  
新潟家庭裁判所三条支部

**令和7年(家)第4033号**  
新潟県上越市安江1丁目2番23号  
申立人 江口 尚也  
本籍新潟県上越市中門前3丁目3番、最後の住所新潟県上越市大字上真砂219番地特別養護老人ホームいなほ園、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日令和7年5月19日、出生の場所新潟県高田市、出生年月日昭和23年11月23日、職業不詳  
被相続人 亡 猪俣 忠一  
新潟県上越市春日山町3丁目1番25号エクセランコート春日山武番館1階  
相続財産清算人 弁護士 樽澤 広和  
催告期間満了日 令和8年2月27日  
新潟家庭裁判所高田支部

**令和7年(家)第40178号**  
北海道北広島市大曲411番地1  
申立人 北口 政敏  
本籍北海道札幌市南区川沿12条3丁目1番、最後の住所札幌市厚別区厚別町山本750番地6特別養護老人ホーム厚別栄和荘、死亡の場所北海道札幌市厚別区、死亡年月日令和6年11月22日、出生の場所北海道苦前郡羽幌町、出生年月日昭和7年11月13日、職業無職  
被相続人 亡 長尾 幸  
札幌市中央区南1条西11丁目327番地8R I C H南1条ビル6階竹村法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 後藤田 環  
催告期間満了日 令和8年3月10日  
札幌家庭裁判所

**令和7年(家)第609号**  
横浜市戸塚区平戸3丁目42番3—505号  
申立人 國本 孝  
本籍北海道北斗市市渡480番地、最後の住所北海道北斗市本郷2丁目7番1—104号、死亡の場所北海道亀田郡七飯町、死亡年月日令和6年6月12日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和41年1月5日、職業不明  
被相続人 亡 吉田真奈美  
函館市新川町21番13号  
相続財産清算人 井口 直樹  
催告期間満了日 令和8年2月18日  
函館家庭裁判所

**令和7年(家)第4021号**  
岩手県花巻市星が丘2丁目19—8  
申立人 中西トモ子  
本籍岩手県花巻市一日市4番、最後の住所岩手県花巻市上小舟渡649番地14、死亡の場所岩手県北上市、死亡年月日令和6年8月26日、出生の場所岩手県稗貫郡花巻町、出生年月日昭和25年12月16日、職業無職  
被相続人 亡 備海 洋子  
事務所岩手県北上市大通り1丁目3番27号入山北ビル6階ヒラク総合法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 深瀬 墾  
催告期間満了日 令和8年2月26日  
盛岡家庭裁判所花巻支部

**令和7年(家)第5015号**  
福井県越前市瓜生町第45号11番地  
申立人 田邊 文夫  
本籍福井県越前市五分市町第3号24番地、最後の住所福井県越前市東櫻尾町第8号38番地メゾンいまだて、死亡の場所福井県越前市、死亡年月日令和6年10月9日、出生の場所福井県今立郡味真野村、出生年月日昭和12年2月28日、職業無職  
被相続人 亡 宮森 妹世子  
福井県越前市府中2丁目2番23号 Sビル2階中 にほんまつ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 二本松利光  
催告期間満了日 令和8年2月16日  
福井家庭裁判所武生支部

**令和7年(家)第2085号**  
愛知県稻沢市北島町千野地11番地12  
申立人 戸田 誠治  
本籍愛知県一宮市音羽3丁目8番、最後の住所愛知県一宮市音羽3丁目8番11号、死亡の場所愛知県一宮市、死亡年月日令和7年3月31日、出生の場所愛知県一宮市、出生年月日昭和28年10月23日、職業無職  
被相続人 亡 高橋 正隆  
名古屋市東区東桜1—10—35 セントラル野田ビル8階 服部豊法律事務所  
相続財産清算人 服部 郁  
催告期間満了日 令和8年2月10日  
名古屋家庭裁判所一宮支部

**令和7年(家)第2045号**  
滋賀県草津市草津3丁目13番30号  
申立人 草津市長 橋川 渉  
本籍大阪府大阪市都島区都島通4丁目49番地、最後の住所滋賀県草津市若草5丁目5番地の5、死亡の場所滋賀県草津市、死亡年月日平成8年6月1日、出生の場所滋賀県高島郡広瀬村、出生年月日昭和7年1月14日、職業不明  
被相続人 亡 河原 實  
滋賀県草津市大路1丁目11番8号ジュンビル5階 さざなみ法律事務所  
相続財産清算人 弁護士 中村 正哉  
催告期間満了日 令和8年3月9日  
大津家庭裁判所

### 失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

**令和7年(家)第1680号**  
東京都八王子市横川町446—8  
申立人 織田恵理香  
本籍東京都八王子市横川町446番地8、最後の住所東京都八王子市横川町446番地8  
不在者 織田 将史  
平成3年5月11日生  
届出期間満了日 令和7年9月18日  
東京家庭裁判所立川支部

## 失踪宣告

令和6年(家)第517号

本籍神奈川県横浜市南区永田南2丁目1715番地、最後の住所神奈川県川崎市宮前区以下不詳

不在者 萩原 優

昭和37年10月6日生

令和7年7月5日失踪宣告審判確定

千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

令和6年(家)第383号

本籍神奈川県横浜市神奈川区菅田町407番地1、最後の住所神奈川県横浜市神奈川区菅田町407番地1 グランシティ横濱鴨居801号

不在者 飯田 光二

昭和37年9月2日生

令和7年7月8日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第3014号

本籍神奈川県横浜市港北区師岡町902番地4、最後の住所神奈川県藤沢市立石1丁目16番52号

不在者 片岡 宏泰

昭和11年3月8日生

令和7年7月8日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第629号

本籍石川県加賀市新保町16番地、最後の住所京都市左京区一乗寺染殿町40番地地産マンション203

不在者 橘 俊昭

昭和21年8月12日生

令和7年7月1日失踪宣告審判確定

京都家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第71号

本籍沖縄県名護市港1丁目756番地、最後の住所沖縄県国頭郡本部町字渡久地463番地コープまるよ203

不在者 津波 松直

昭和38年9月4日生

令和7年7月8日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所名護支部裁判所書記官

## 除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ヘ)第1号

岐阜県羽島郡笠松町門間240番地の3

申立人 有限会社サトウセンイ

代表者取締役 松下 茂

権利を争う旨の申述の終期 令和7年7月7日

令和7年7月8日 札幌簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 AM12564

金額 185,460円

支払期日 令和7年4月30日

支払地 札幌市

支払場所 北洋銀行札幌駅南口支店

振出日 令和7年1月7日

振出地 札幌市中央区北8条西18丁目1-7

振出人 株式会社ギャラリー装苑 代表取締役

岩田 和典

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ)第1号

岐阜県美濃市曾代66番地

申立人 株式会社東海化成

代表者代表取締役 景山 昌治

申立代理人弁護士 久保田 宏

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月30日

令和7年7月8日 姫路簡易裁判所  
(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 BS59606

金額 218,541円

支払期日 令和7年3月31日

支払地 兵庫県姫路市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行姫路中央支店

振出日 令和7年1月15日

振出地 兵庫県姫路市

振出人 山陽種苗株式会社 代表取締役 古川 博之

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 BS59608

金額 318,835円

支払期日 令和7年4月30日

振出日 令和7年1月30日

(2)の約束手形の支払地、支払場所、振出地、振出人、受取人、最終所持人は(1)の約束手形の記載に同じ

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第153号

茨城県石岡市高浜880番地

債務者 合同会社廣瀬商店

代表者代表社員 廣瀬 裏

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 祐川 直己
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月21日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午後1時30分

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第1699号

横浜市中区尾上町6丁目87番1

債務者 株式会社ダイムラー・エステート

代表者仮取締役 小木 正和

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐伯 昭彦
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年12月10日午後3時10分

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第952号

東京都調布市西つつじヶ丘4丁目27番地6-101

債務者 株式会社豊心工管

代表者代表取締役 福澤 豊

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 幸臣

- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時45分

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第88号

富山県南砺市福光7336番地4

債務者 株式会社インターワエブ

代表者代表取締役 北村 孝志

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斎藤 寿雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月3日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前10時40分

富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第99号

奈良県大和高田市大字奥田10番地1

債務者 株式会社DAIMARU

代表者代表取締役 大平 義人

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 郷原 章裕
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前10時30分

奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和7年(フ)第45号

島根県雲南市木次町山方1133番地50

債務者 株式会社内田

代表者代表取締役 内田 幸利

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 樹
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

松江地方裁判所出雲支部

<b>令和7年(フ)第3053号</b> 大阪市大正区平尾5丁目3番22号 債務者 株式会社C h e r i s h 代表者代表取締役 大村 貢司 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水戸 章博 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月2日午後2時40分 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 崇央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午後2時40分 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第1572号</b> 愛知県あま市甚目寺沖田49番地3 債務者 株式会社ソノカラ塗装 代表者代表取締役 其川 幸太 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 有美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月22日午後2時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>3 破産管財人 弁護士 穂田 裕子</b> 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月11日午後1時35分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和7年(フ)第3111号</b> 大阪府東大阪市若江東町3丁目3番43号 債務者 ワコ一株式会社 代表者代表取締役 奥野信太郎 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大和 義章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月6日午後1時40分 大阪地方裁判所第6民事部	<b>1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時</b> 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野村 篤志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午後2時 京都地方裁判所第5民事部破産係	<b>令和7年(フ)第607号</b> 京都市下京区油小路通七条上ル米屋町179ノ 1 債務者 株式会社ミヤハラ装鞆 代表者代表取締役 宮原 忠司 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野村 篤志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月22日午後2時30分 名古屋地方裁判所民事第2部	<b>令和7年(フ)第607号</b> 兵庫県加東市多井田247番地9 債務者 株式会社西山畠商会 代表者代表取締役 澤田 真 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 貴司 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月17日午前10時30分 松山地方裁判所西条支部
<b>令和7年(フ)第3202号</b> 大阪市中央区平野町1-7-3吉田ビル 債務者 株式会社一企画 代表者代表取締役 中野 美夏 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 良介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月20日午後2時20分 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第3202号</b> 大阪市下京区松原通高倉東入杉屋町270番地 サントア高倉804号室、商業登記簿上の本店所在地京都市右京区西院三蔵町9番地リバース院214号室 債務者 株式会社クレアトーレ 代表者代表取締役 中村 弘之 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河瀬まなむ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午前10時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係	<b>令和7年(フ)第3223号</b> 大阪府交野市倉治2丁目19番8号 債務者 有限会社ヤマトネットワーク 代表者取締役 木下 佳彦 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鍋谷 文子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月23日午後2時 神戸地方裁判所社支部	<b>令和7年(フ)第3223号</b> 福岡市中央区大宮1丁目6番26-102号 債務者 株式会社G O L D G R A T I O N 代表者代表取締役 古屋敷憲佑 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丑野 雅紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年11月17日午前10時30分 福岡地方裁判所西条支部
<b>令和7年(フ)第783号</b> 京都市下京区松原通高倉東入杉屋町270番地 サントア高倉804号室、商業登記簿上の本店所在地京都市右京区西院三蔵町9番地リバース院214号室 債務者 株式会社クレアトーレ 代表者代表取締役 中村 弘之 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河瀬まなむ 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月8日午前10時15分 京都地方裁判所第5民事部破産係	<b>令和7年(フ)第33号</b> 岩手県上閉伊郡大槌町上町86番2 債務者 株式会社安善堂 代表者代表取締役 鈴木 珠江 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 良啓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月21日午前10時 大阪地方裁判所第6民事部	<b>令和7年(フ)第33号</b> 石川県野々市市御経塚4丁目88番地 債務者 株式会社C & Tモータース 代表者代表取締役 藤岡 和也 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村井 充 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月29日午後2時30分 金沢地方裁判所民事部	<b>令和7年(フ)第33号</b> 相模原市中央区田名4100番地8 債務者 有限会社I S T 代表取締役 土屋 忠正 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八幡 康祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午後2時 横浜地方裁判所相模原支部
<b>令和7年(フ)第1167号</b> 埼玉県新座市馬場4丁目6番35-307号 債務者 株式会社日神建設工業 代表者代表取締役 高野 貴之 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 享子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月15日午前10時50分 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	<b>令和7年(フ)第157号</b> 沖縄県中頭郡城村字北上原326番地 債務者 有限会社嘉建 代表者代表取締役 比嘉 定弘 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 平田 達彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月21日午後1時10分 那覇地方裁判所沖縄支部破産係	<b>令和7年(フ)第185号</b> 愛知県刈谷市泉田町山畑3番地1 債務者 株式会社まいすーープレイス 代表者代表取締役 神谷 喬太 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 月本 健治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午後1時45分 福岡地方裁判所相模原支部	<b>令和7年(フ)第689号</b> 福岡県福津市中央3丁目8番19号高見ビル1 階2号室 債務者 新生不動産株式会社 代表者代表取締役 月本 健治 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 永長寿美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月1日午後1時30分 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和7年(フ)第1575号</b> 愛知県春日井市六軒屋町3丁目155番地 債務者 富士商事株式会社 代表者代表取締役 竹下 浩史			

## 令和7年(フ)第3147号

大阪府門真市速見町2番15号

債務者 大昭産業株式会社

代表者代表取締役 大本 浩之

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩見 勇志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第144号

沖縄県宜野湾市伊佐3丁目11番13号

債務者 株式会社upfield

代表者代表取締役 秋丸 徳男

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲西 孝浩
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月7日午後1時10分

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

## 令和7年(フ)第1352号

福岡市西区愛宕2丁目3番2号

債務者 株式会社UPROAD DINING

代表者代表取締役 庄司 孝善

- 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 甲谷 健幸
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10時

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1277号

福岡市中央区平和3丁目8番2号エスボーラ平和303

債務者 合同会社HAPPYHILL

代表者代表社員 山田 裕介

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 舛谷 隆輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月10日午後1時30分

福岡地方裁判所第4民事部

## 令和7年(フ)第1212号

北海道石狩市花川南1条5丁目95番地

債務者 有限会社トランスポーテ安藤産業

代表者取締役 安藤 俊宏

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤 大蔵
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午前11時

札幌地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第407号

神戸市西区王塚台4丁目38番地303号

債務者 株式会社アンペリール

代表者代表取締役 林 永子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 昌明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後1時35分

神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第3239号

大阪市港区夕凪1丁目17番28号トキハイツ夕凪1階

債務者 タミファーマシー株式会社

代表者代表取締役 藤原 義民

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 和寛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時40分

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第3241号

大阪市中央区平野町1丁目8番13号

債務者 株式会社アイ・エス・エイ・エム

代表者代表取締役 元木智柄子

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山下 侑士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後2時10分

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第3376号

大阪市淀川区西中島3丁目20番8号

債務者 有限会社パル・クリエイション

代表者取締役 柿内 啓吾

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河端 直
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午後1時50分

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第2985号

大阪府寝屋川市河北中町36番30号

債務者 株式会社エスライン

代表者代表取締役 砂森 広樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安田 浩章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午前1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第3222号

大阪市北区西天満3丁目2番9号

債務者 システックインターナショナル株式会社

代表者代表取締役 瀧野 恵太

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大石 賀美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第3323号

大阪市天王寺区四天王寺2丁目2番13号

債務者 デザインルームロコ株式会社

代表者代表取締役 前田 充

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺井 昭仁
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

## 令和7年(フ)第248号

大津市石山寺3丁目22番11号

債務者 かねまん食品株式会社

代表者代表取締役 中西 彰仁

- 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 西村 一彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10時

大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第732号

京都府宇治市伊勢田町南遊田9番地の19

債務者 株式会社ライド

代表者代表取締役 深瀬 達史

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中筋 斎子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時45分

京都地方裁判所第5民事部破産係

## 令和7年(フ)第219号

香川県高松市一宮町1860番地の12

債務者 株式会社ゴールド工芸製作所

代表者代表取締役 川西 修

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 元木 将道

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日前10時

高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第454号

埼玉県越谷市大間野町2丁目11番7

債務者 有限会社ニューサンシンクリーニング

代表者代表取締役 大神 賢治

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 菅沼 博文

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月24日午後3時30分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

## 令和7年(フ)第78号

滋賀県東近江市平田町251番地20

債務者 株式会社ティナノ

代表者代表取締役 高橋誠一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 桐山 郁雄

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前10時40分

大津地方裁判所彦根支部

## 令和6年(フ)第608号

兵庫県尼崎市上ノ島町2丁目16番1-101号

債務者 株式会社エステートフロンティア

代表者代表取締役 井谷 敬士

- 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 安保 晶之

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月27日前10時30分

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第1300号 札幌市南区南31条西10丁目1番31号 債務者 有限会社酒井ゴム印店 代表者代表取締役 阿部 哲也 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 一嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午後1時30分 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 圭 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 棚橋 桂介 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 今井多恵子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1273号 名古屋市千種区星が丘山手911番地 サンホシガオカ4F 債務者 株式会社INNOVANCE 代表者代表取締役 中原 康剛 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古澤 仁之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月28日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古澤 仁之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月19日午前11時 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 碓氷 正志 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 石田 拓時 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1430号 横浜市中区本牧三之谷16-29-204 債務者 familia株式会社 代表者代表取締役 前田 亜耶 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長瀬 陽朗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11時40分 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐橋 夕香 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月25日午後1時30分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 <b>破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b> 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 寺岡 俊 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐伯友里恵 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第236号 香川県高松市鍛冶屋町7番地1乃一ビル4階 債務者 株式会社グランキ 代表者代表取締役 安河内 誠 1 決定年月日時 令和7年7月23日午前9時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松村聰一郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月31日午後3時 高松地方裁判所民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 貴士 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 臺 庸子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 愛美 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第1561号 名古屋市西区木前町5番地 債務者 株式会社竹野入工業 代表者代表取締役 竹野入秀男	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 武志 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年11月12日午前10時 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 リバーハイツカネコ3-105 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前10時 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 秀樹 4 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4807号  
東京都江戸川区松島1丁目13-6  
債務者 佃 大輔  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 田中 宏樹  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4857号  
東京都渋谷区神山町34-1-206  
債務者 明石 恭幸  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 数井英一郎  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4879号  
東京都江戸川区平井1丁目17-22-202  
債務者 新田 祥基  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 末永 智子  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前10時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4898号  
東京都江戸川区平井2丁目22-1-101

東京都台東区東上野3丁目33-1-401  
債務者 小嶋美智子  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 橋本 利久  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日ま

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4907号**  
東京都荒川区東日暮里1丁目37-11-604  
債務者 ウィルソン朋子

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 松原 健一  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4924号**  
東京都練馬区向山4丁目6-7-103  
債務者 高田 裕明

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 本多 基記  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後1時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4936号**  
東京都杉並区南荻窪4丁目16-3-202  
債務者 石川 映子

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 照井 国興  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4942号**  
東京都世田谷区上馬4丁目1-4-1501  
債務者 長野 英介

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 富樫 剛

4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4962号**

東京都港区高輪1丁目15-3-219  
債務者 黒田 梓

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 竹腰 幸綱  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月18日午後2時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4726号**

東京都台東区寿1丁目12-8-805 クリオ浅草参番館  
債務者 長谷川潔子

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石島 正道  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4761号**

東京都江戸川区一之江1丁目6-23-207  
債務者 鶴巻 菜月

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 石黒 安規  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後2時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4763号**

東京都杉並区和田3丁目31-12-205  
債務者 池田 安莉

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 玉置 大悟  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後2時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第4764号**

東京都日野市新井3丁目8-3-203  
債務者 岡崎まりか(旧姓宜野座)  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 堀岡 雄一  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第4803号**

東京都練馬区旭町3丁目27-10-103  
債務者 鈴木 正則  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 谷口奈津子  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ) 第4811号**

東京都練馬区練馬1丁目16-14-202  
債務者 山下 友香  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐久間敦子  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後1時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4825号  
東京都足立区東保木間1丁目5-6-106  
債務者 柳原 勝敏

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 木嶋 純子  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4827号  
東京都豊島区西池袋3丁目17-12-101  
債務者 中野 大輔

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井倉 浩文  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4833号  
東京都北区赤羽西4丁目48-10-302  
債務者 菅野 哲司

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 金澤 嘉明  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後1時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4846号  
東京都福生市大字福生921 第2市営 4-306  
債務者 今川 悅子(旧姓鵜沼)

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 中村 新造  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4847号**

東京都豊島区巣鴨4丁目16-4-204  
債務者 時田 万智

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 曽我 裕介

4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4851号**

東京都北区浮間2丁目2-7-304  
債務者 小林 小虎

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 本間 紀子

4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後1時30分

6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4852号**

東京都江戸川区春江町2丁目6-2 リバーサイドM301  
債務者 小山 真美

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小山 雄輝

4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時

6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4853号**

東京都葛飾区新小岩4丁目43-6-205  
債務者 八木澤一聰

1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 千葉 宥太

4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(フ)第4854号**  
東京都江戸川区松島1丁目4-9 ウエストコートB  
債務者 安彦恵梨奈(旧姓中島)  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 田中 公悟  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(フ)第4855号**  
東京都板橋区四葉2丁目11-1 第三多奈ハイツ202  
債務者 落合 秀人  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 坂本 晃一  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後1時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部  
**令和7年(フ)第4856号**  
東京都葛飾区南水元4丁目18-20-202  
債務者 新堂 裕弥  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 土肥 衆  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4859号**  
東京都府中市白糸台3丁目22-19-402  
債務者 山口 貴宣  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 永野 達也  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後2時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4862号**  
東京都港区高輪2丁目16-25-803  
債務者 福山 美貴  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 新城早智子  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4864号**  
東京都練馬区東大泉3丁目59-2-607  
債務者 菅原 紀子  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 平村樹志雄  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

**令和7年(フ)第4878号**  
東京都大田区北馬込2丁目34-16-201  
債務者 小島 芳郁  
1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 岩本 拓也  
4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで  
5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時30分  
6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで  
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第4895号 東京都中野区中央5丁目47-1 2F 債務者 鈴木 秀治 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊東 正明 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4903号 東京都足立区東和1丁目22-14-304 債務者 三田 貴大 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 俵 公二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4909号 東京都大田区蒲田1丁目18-4-202 債務者 半田 力男 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長澤 孝志 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4904号 東京都足立区東和1丁目22-14-304 債務者 三田亜彩美(旧姓今泉) 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 俵 公二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第71号 新潟県新発田市中央町2丁目4番23号 債務者 佐藤雄一郎 1 決定年月日時 令和7年7月22日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦 三巖 4 破産債権の届出期間 令和7年9月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 新潟地方裁判所新発田支部	令和7年(フ)第329号 兵庫県姫路市白浜町乙498番地 債務者 澤田 篤 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉原美由希 4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前10時10分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第877号 千葉市美浜区高浜1丁目15番1棟206号 債務者 丸茂 勝 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 類 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第4896号 東京都新宿区西新宿5丁目12-1-201 債務者 服部 真弥 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 坪内奈央子 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4901号 東京都台東区千束4丁目39-2-801 債務者 松原 詩歩 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 梶田 潤 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4905号 東京都世田谷区北沢4丁目27-19-202 債務者 奥野 智人 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩崎 文裕 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月19日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第4906号 東京都足立区島根1丁目6-11-102 債務者 立崎 宏樹	令和7年(フ)第46号 島根県出雲市稗原町3341番地 債務者 内田 幸利 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 樹 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第46号 山口県大島郡周防大島町大字志佐356番地 債務者 長谷 成治 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山近 繁之 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第46号 山口県美祢市高浜1丁目15番1棟206号 債務者 丸茂 勝 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 類 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第4902号 東京都練馬区関町北1丁目23-4-302 債務者 富井 健人 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大久保 達 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで	令和7年(フ)第4902号 東京都練馬区関町北1丁目23-4-302 債務者 富井 健人 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大久保 達 4 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで	令和7年(フ)第4907号 東京都足立区島根1丁目6-11-102 債務者 立崎 宏樹	令和7年(フ)第46号 島根県出雲市稗原町3341番地 債務者 内田 幸利 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 樹 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前11時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第46号 山口県大島郡周防大島町大字志佐356番地 債務者 長谷 成治 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山近 繁之 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第46号 山口県美祢市高浜1丁目15番1棟206号 債務者 丸茂 勝 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉村 類 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係	

令和7年（フ）第1045号 千葉県浦安市当代島2丁目3番24-204号 アイム浦安 債務者 関口真由美 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒坂あやの 4 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第660号 千葉市若葉区都賀2丁目24番14号 ファーストレジデンス・大宝ビル305号 債務者 梅野めぐみ 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 直 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1056号 千葉県浦安市富士見5丁目13番31-105号 Maiie 債務者 西野 洋人 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 古谷 徹 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第1110号 千葉県八千代市勝田台7丁目24番地9 コーポ葵101号 債務者 輝水 文男 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 千尋 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 令和7年（フ）第208号 千葉県成田市三里塚262番地17 (Le Cie 1 202号室) 債務者 後村 洋平 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山本 拓也 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 千葉地方裁判所佐倉支部	令和7年（フ）第397号 大阪府東大阪市花園西町2丁目1番7号 債務者 高野奈津美こと 高野奈津美 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 朝日 俊雅 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年（フ）第3313号 大阪府東大阪市近江堂3丁目5番18号 債務者 ヒロヤスこと広安隆司こと 安 隆司 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上奈緒子 4 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 大阪地方裁判所第6民事部 <b>破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間</b> 令和7年（フ）第799号 札幌市白石区中央1条6丁目7番12号 エヌ アイマンション403号 債務者 細谷栄美子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（フ）第1097号 札幌市白石区北郷3条14丁目2番33号 債務者 須藤 直喜 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（フ）第1131号 札幌市中央区北1条東8丁目1番地39 すずらん224号 債務者 高木 優希 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（フ）第1142号 北海道恵庭市泉町101番地1 (アリエッタ302号) 債務者 江刺家多美 (旧姓小林・竹内) 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（フ）第1014号 札幌市西区二十四軒1条4丁目2番40-403号 債務者 吉田 雄三 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（フ）第1216号 札幌市東区北13条東14丁目3番15-301号 債務者 中村 亘 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（フ）第1222号 札幌市東区北24条東13丁目1番12号 向井マニション2号 債務者 二宮 紀人 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（フ）第1275号 札幌市厚別区もみじ台南2丁目4番20-204号 債務者 白鳥 尚明 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（フ）第38号 釧路市昭和北3丁目2番18号 債務者 鈴木ひより 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 釧路地方裁判所民事部
--	---

<b>令和7年(フ)第142号</b>	釧路市春採4丁目11番323号 債務者 小山ひろみ 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 釧路地方裁判所民事部
<b>令和7年(フ)第99号</b>	福島県いわき市錦町作鞍53番地の4 債務者 佐藤 祐一 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福島地方裁判所いわき支部
<b>令和7年(フ)第106号</b>	福島県双葉郡広野町下浅見川字松下4 ディアコート広野Ⅰ 206、住民票上の住所福島県いわき市常磐下湯長谷町3丁目65番地 県営住宅1-22 債務者 武藤 亜美 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福島地方裁判所いわき支部
<b>令和7年(フ)第1171号</b>	神奈川県平塚市高浜台29番3-402号 パークサイド平塚 債務者 伊藤 珠理 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 福島地方裁判所いわき支部

<b>令和7年(フ)第1187号</b>	埼玉県川口市大字大竹134番地の1 F I E L D 1 104号 債務者 今井 貴啓 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第247号</b>	埼玉県深谷市桜ヶ丘152番地2 関口アパート 債務者 吉田 貴行 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
<b>令和7年(フ)第11号</b>	千葉県鴨川市太海96番地 債務者 川上 重行 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係
<b>令和7年(フ)第16号</b>	千葉県館山市大賀847番地の1 メゾン根田第一202号室 債務者 池谷 洋平 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 千葉地方裁判所館山支部破産係
<b>令和7年(フ)第1242号</b>	横浜市緑区長津田町5771番地2 辻レジデンス107号 債務者 前鼻 雅裕 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第118号</b>	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1274号</b>	横浜市保土ヶ谷区峰岡町2丁目157番地3 フジハイツ201号 債務者 佐藤あゆみ 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1450号</b>	横浜市青葉区市ケ尾町1057番地17 メモリーマチケ尾101 債務者 塩野 美羽 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1482号</b>	神奈川県綾瀬市大上5丁目7番1号 フローラ33 301 債務者 高田 智江 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1512号</b>	横浜市金沢区六浦5丁目11番26-102号 債務者 長谷川 諭 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
<b>令和7年(フ)第1519号</b>	横浜市鶴見区駒岡2丁目14番12号 マサナサイド2 201号室 債務者 吉村 まみ 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1528号</b>	横浜市神奈川区羽沢町1695番地20 ラックスアパートメント羽沢パート2 204号 債務者 脇坂みちる 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1652号</b>	横浜市神奈川区菅田町488番地 西菅田団地2街区5号棟101号室 債務者 宮山 晃 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第1656号</b>	横浜市南区清水ヶ丘23番地19 ハイムB R I DGE 1階A号室 債務者 藤井 妙子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第1777号 神奈川県茅ヶ崎市高田3丁目11番29号 コンフォール湘南203 債務者 神田 夏美 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第775号 京都市上京区今出川通小川東入南兼康町341番地2 デ・リード御所西 804 債務者 西岡 幸音 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第174号 奈良県宇陀市大宇陀大東11番地の2、前住所 奈良県桜井市大字金屋13番地の1 105号室 債務者 新 佑一朗 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 高松地方裁判所丸亀支部
令和7年(フ)第778号 京都市中京区壬生森前町16番地5 ロフティ西院 212 債務者 佐藤 香菜 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和7年(フ)第181号 奈良県橿原市四条町34番地の9 B-15 債務者 岸田知英子 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那霸地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第787号 京都府京田辺市大住仲ノ谷14番地1 洛南寮 債務者 竹中 恭子 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 釧路地方裁判所帶広支部破産係	令和7年(フ)第105号 北海道帯広市西13条南14丁目1番地35 グランディール13・2-F号室 債務者 村瀬喜美子 1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那霸地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第573号 大阪府松原市天美南2丁目124番地の19、前住所大阪市浪速区大国3丁目4番21号 エルフェエラザ 3B号 債務者 橋本 潤也(旧姓濱本) 1 決定年月日時 令和7年7月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月23日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 山梨県笛吹市春日居町鎮目1563番地 フレンドハウスA棟	令和7年(フ)第168号 山梨県笛吹市春日居町鎮目1563番地 フレンドハウスA棟 債務者 岡部 優子 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
令和7年(フ)第802号 京都市南区久世大築町203番地 市営住宅5棟A-302号 債務者 田中くるみ	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年7月22日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 堺市北区長曾根町3036番地14 グレースコート501号室 債務者 高野智奈美	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 甲府地方裁判所民事部破産係

<b>令和7年(フ)第235号</b>	沖縄県浦添市字大平388番地2 サザンパレス浦添リヴィエール 201号 債務者 伊波あゆみ 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部
<b>令和7年(フ)第243号</b>	沖縄県那覇市字宇栄原458番地1 A・Coreビル601 債務者 伊藤 伶王 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部
<b>令和7年(フ)第249号</b>	沖縄県浦添市大平1丁目16番10ー405号 一鳩マンション 債務者 濑底 晴美(旧姓國澤) 1 決定年月日時 令和7年7月18日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年9月18日まで 那覇地方裁判所民事第3部
<b>破産手続終結</b>	
<b>令和6年(フ)第325号</b>	千葉市若葉区若松町443番地39 破産者 株式会社タジマ 1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和6年(フ)第1003号</b>	千葉市中央区生実町1840番地 破産者 高橋 敦

1 決定年月日 令和7年7月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
<b>令和6年(フ)第2940号</b>	名古屋市南区南野2丁目348番地 破産者 株式会社タテオカ 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第217号</b>	名古屋地方裁判所民事第2部 三重県亀山市川合町447番地9 破産者 財部 理恵(旧姓友井) 1 決定年月日 令和7年7月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和3年(フ)第4631号</b>	津地方裁判所破産係 東京都世田谷区経堂4丁目17番20号 破産者 タストン・リサイクル株式会社 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第1493号</b>	東京地方裁判所民事第20部 京都市南区吉祥院西ノ茶屋町46番地4 破産者 コーヨーテクノス株式会社 1 決定年月日 令和7年7月24日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
<b>令和6年(フ)第70号</b>	京都地方裁判所第5民事部破産係 香川県綾歌郡宇多津町2628番地892サンハイツ宇多津806 破産者 株式会社東亜梶包

<b>令和6年(フ)第562号</b>	愛知県豊田市桝塚西町北小畔11番地 サンビルレッジ上郷B-101号、開始決定時の住所愛知県豊田市渡刈町下大新田32番地15 破産者 新井春男こと PARK JUKCH UN 朴 竹春 1 破産債権の届出期間 令和7年9月11日まで 2 一般調査期日 令和7年10月28日午後2時45分 令和7年7月24日 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
<b>令和6年(フ)第1483号</b>	福岡県大野城市仲畑3丁目1番5ー702号 リバーサイド仲畑 破産者 霧島 隆治 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 2 一般調査期日 令和7年9月30日午前10時 令和7年7月23日 福岡地方裁判所第4民事部
<b>令和6年(フ)第136号</b>	山口市駅通り1丁目3番17ー1103号、前住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷3804番地4 森塚第16マンション502号 破産者 松島 浩平 1 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで 2 一般調査期日 令和7年10月24日午後1時30分 令和7年7月23日 山口地方裁判所民事部破産係
<b>令和7年(フ)第19号</b>	神戸市兵庫区浜山通3丁目4番1号 浜山第一文化5ー1 破産者 菱川 実 1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで 2 一般調査期日 令和7年10月21日午後1時30分 令和7年7月23日 神戸地方裁判所第3民事部
<b>令和7年(フ)第66号</b>	岡山県井原市井原町1402番地2 井原団地1ー104 破産者 藤井 昌恵 1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで 2 一般調査期日 令和7年10月9日午前10時30分 令和7年7月24日 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**書面による計算報告**

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

<b>令和7年(フ)第247号</b>	千葉県浦安市富士見3丁目10番17ー301号 Aフラット浦安 破産者 滝口 香織 異議申述期間 令和7年9月16日まで 令和7年7月23日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
---------------------	--

令和7年(フ)第607号 千葉市若葉区桜木8丁目14番8号 グランドハイツII1-E号 破産者 竹内慶胤 異議申述期間 令和7年9月16日まで 令和7年7月23日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第677号 千葉県船橋市東中山2丁目3番59-202号 破産者 老沼幸弘 異議申述期間 令和7年9月16日まで 令和7年7月23日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第122号 千葉県佐倉市井野1109番地55、前住所東京都目黒区大橋1丁目6番16-201号 メゾン・ド・サリアン 破産者 嶋山隼輔 異議申述期間 令和7年9月16日まで 令和7年7月18日 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(フ)第563号 札幌市東区東苗穂10条3丁目16番6-103号 破産者 梶弘奈緒 異議申述期間 令和7年9月17日まで 令和7年7月23日 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第716号 千葉県市原市辰巳台東3丁目4番地 グリーンフェローズ古河寮107号 破産者 丸政博 異議申述期間 令和7年9月17日まで 令和7年7月23日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第644号 千葉市稻毛区穴川4丁目13番24号 Apartment Sanjii 206号 破産者 管野佑南 異議申述期間 令和7年9月18日まで 令和7年7月24日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和6年(フ)第440号 大津市馬場2丁目10番21号 破産者 株式会社キンキホーム 異議申述期間 令和7年9月24日まで 令和7年7月24日 大津地方裁判所民事部
令和6年(フ)第441号 大津市一里山2丁目18番13号 破産者 株式会社キンキホーム建物管理 異議申述期間 令和7年9月24日まで 令和7年7月24日 大津地方裁判所民事部
<b>小規模個人再生による再生手続廃止</b>
令和7年(再イ)第14号 栃木県宇都宮市築瀬町868番地3 メゾンミリエーム206号 再生債務者 大塚たつえ(旧姓佐藤) 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年7月23日 宇都宮地方裁判所第1民事部
<b>給与所得者等再生による再生手続開始</b>
令和7年(再ロ)第2号 千葉県八街市文違290番地86 再生債務者 尾付野大作 1 決定年月日時 令和7年7月17日午後4時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月7日まで 4 一般異議申述期間 令和7年8月21日から令和7年9月4日まで 千葉地方裁判所佐倉支部
令和7年(再ロ)第10001号 長崎県長崎市かき道5丁目3番10-1001号 再生債務者 白濱隆次

1 決定年月日時 令和7年7月24日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年8月14日まで 4 一般異議申述期間 令和7年9月4日から令和7年9月18日まで 長崎地方裁判所民事部個人再生係
<b>給与所得者等再生による再生計画認可</b>
令和7年(再ロ)第2号 福岡県糟屋郡志免町向ヶ丘2丁目25番11号 エンプレス野中B204号(前住所)福岡市東区雁の巣2-42-9 再生債務者 武田正巳 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月22日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(再ロ)第1号 大分県佐伯市7381番地 ラ・パルムドールⅡ 104 再生債務者 長尾京祐 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年7月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月24日 大分地方裁判所佐伯支部
<b>合併公告</b>

左記会社は合併して甲が乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散するに至りました。乙の合併に対する異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内に甲に申し出下さい。なお、最終債権対照表の顯示状況は次の通りです。

(甲) <https://nittobo-allied-service.com/>  
(乙) 掲載 宣報

掲載の日付 令和七年六月十五日  
掲載頁 五十十一頁(号外第141号)

令和七年八月一日  
福島県福島市郷野字東一番地  
(甲) 日東紡アライドサービス株式会社  
代表取締役 中村 年秀  
東京都千代田区麹町11丁目4番地1  
(乙) 日東紡江戸口ヨー株式会社  
代表取締役 中村 年秀

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) <https://www.house-leave.com/>  
(乙) <https://www.housepayment.co.jp/>

令和七年八月一日

東京都港区港南二丁目一六番一号

(甲) ハウスリープ株式会社

代表取締役 布施 智博  
代表取締役 高橋 和成

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月三十日

(乙) ハウスペイメント株式会社  
代表取締役 高橋 和成

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月二十七日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年八月一日

東京都港区芝三丁目三番一号

(甲) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月三十日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月二十七日

令和七年八月一日

東京都中央区晴海一丁目八番一〇号トリト  
ンスクエアX棟

(甲) 三井住友トラスト・カード株式会社  
代表取締役 大石 道弘

(乙) 三井住友トラストクラブ株式会社  
代表取締役 五十嵐 幸司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙の権利義務全部を承継して存続し、乙丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

## (甲) 揭載 官報

掲載の日付 令和七年六月十二日  
掲載頁 六十三頁 (号外第一三〇号)

(乙) 揭載 官報

掲載の日付 令和七年六月十二日  
掲載頁 四十八頁 (号外第一三〇号)

(丙) 揭載 官報

掲載の日付 令和七年六月十二日  
掲載頁 五十九頁 (号外第一三〇号)

令和七年八月一日

東京都港区港南二丁目一六番一号

(甲) ハウスリープ株式会社

代表取締役 布施 智博  
代表取締役 高橋 和成

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月三十日

(乙) ハウスペイメント株式会社  
代表取締役 高橋 和成

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月三十日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月二十七日

令和七年八月一日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

(甲) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月三十日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月二十七日

令和七年八月一日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

(甲) 株式会社D2C  
代表取締役 豊永 雅史

(乙) 株式会社D2CR  
代表取締役 山口 浩健

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月三十日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月二十七日

令和七年八月一日

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
代表取締役 済

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月一日

東京都港区東新橋一丁目九番一号

(甲) 株式会社D2C  
代表取締役 高田 了

(乙) 株式会社D2CR  
代表取締役 山口 浩健

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月三十日

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年六月二十七日

令和七年八月一日

島根県出雲市斐川町富村一三三七番地一

(甲) 昭和パックス株式会社  
代表取締役 古田 修一

(乙) 山陰パック有限会社  
代表取締役 古田 修一

## 合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
代表取締役 済

(乙) 揭載紙 官報

令和七年八月一日

島根県出雲市斐川町富村一三三七番地一

(甲) ななつぼし監査法人  
代表社員 米永 隆司

(乙) 監査法人奏令  
代表社員 伊藤 玲男

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
代表取締役 済

(乙) 揭載紙 官報

令和七年八月一日

東京都千代田区丸ノ内二丁目二番一号

(甲) ななつぼし監査法人  
代表社員 米永 隆司

(乙) 監査法人奏令  
代表社員 伊藤 玲男

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙丙の権利義務全部を承継して存続し、乙丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
代表取締役 済

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年七月一日

令和七年八月一日

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 揭載紙 静岡新聞  
掲載の日付 令和七年四月十日

(乙) 揭載紙 静岡新聞  
掲載の日付 令和七年七月十一日

静岡県浜松市中央区領家二丁目二五番七号

(甲) 株式会社鈴木樂器製作所  
代表取締役 鈴木 禮子

(乙) 揭載紙 官報

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出  
代表取締役 済

(乙) 揭載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年二月二十日

令和七年八月一日

静岡県浜松市中央区領家二丁目二五番七号

(甲) 株式会社ハモンド・ズスキ  
代表取締役 鈴木 禮子

(乙) 揭載紙 官報

## 合併公告

左記会社は合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

(甲) 計算書類の公告義務はありません。

(乙) https://www.gas-energy.co.jp/

令和七年八月一日

静岡県静岡市駿河区田畠五〇番地の五

(甲) 静岡ガス工ネルギー株式会社  
代表取締役 伊藤 晴生

(乙) 有限会社オイガックス  
取締役 伊藤 晴生

## 令和七年八月一日

東京都千代田区有楽町一丁目一番三号  
(甲) 興人ライフサイエンス株式会社  
代表取締役 長谷川 健

(乙) 豊國工業株式会社  
代表取締役 内田 陽介

大分県佐伯市東浜一番六号

静岡県牧之原市大沢一六一九番地一  
代表取締役 伊藤 晴生

(乙) 有限会社オイガックス  
取締役 伊藤 晴生





**組織変更公告**

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

愛知県名古屋市中村区名駅四丁目24番5号第2森ビル401 STUTTS合同会社

代表社員 菜切 翔

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十四日

掲載頁 二四〇頁 (号外第一六九号)

令和七年八月一日

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

名古屋市熱田区千年二丁目一七番三号合資会社田口デーゼル自動車修理工場

代表社員 田口 道行

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十四日

掲載頁 二四〇頁 (号外第一六九号)

令和七年八月一日

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

宮崎県日南市飫肥八丁目一番八号

小玉醸造合同会社  
代表社員 金丸 一夫

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十四日

掲載頁 二一〇頁 (号外第一六九号)

令和七年八月一日

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

更後の商号は飫肥小玉醸造株式会社とします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

計算書類の公告義務はありません。

令和七年八月一日

岩手県遠野市青笹町糠前九地割四番地四

有限会社荒川産業

代表取締役 荒川 昭子

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を八億四千九百七十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

川崎市麻生区栗平二丁目一四番一三号

有限会社メイプル商事  
代表取締役 神嶋 威

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十四日

掲載頁 二四〇頁 (号外第一六九号)

令和七年八月一日

当社は、資本金の額を三千二百萬円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

東京都文京区本郷六丁目二五番一四号宗文館ビル三階 株式会社先端技術共創機構

代表取締役 川上 登福

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月二十四日

掲載頁 二四〇頁 (号外第一六九号)

令和七年八月一日

当社は、資本金の額を三億七千四百四十万円とすることにいたしました。なお、六十万円は資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

当社は、資本金の額を三千三百萬円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

京都市南区久世築山町三七八番地五

サンコー・エンジニアリングプラスチック  
株式会社 代表取締役 山本 健次

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月九日

掲載頁 八十九頁 (号外第一五七号)

令和七年八月一日

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

新潟市中央区東堀前通五番町四〇九番地一

あぽろん株式会社 代表取締役 本間 洋一

掲載 官報

掲載の日付 令和七年六月十六日

掲載頁 六十二頁 (号外第一三三号)

令和七年八月一日

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

主総会の決議は、令和七年七月三十日に終了しております。

当社は、資本金の額を六百万円減少し六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

岐阜県飛騨市古川町数河八六三番地

株式会社佐藤兵衛商事 代表取締役 山村 悟史

掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月一日

大坂市生野区鶴橋二丁目五番一八号

浜弥鰐節株式会社 代表取締役 木村 忠司

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月九日

掲載頁 七十頁 (号外第一五七号)

令和七年八月一日

当社は、資本金の額を三億五千九百九十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

大阪市生野区鶴橋二丁目五番一八号

浜弥鰐節株式会社 代表取締役 木村 忠司

掲載 官報

掲載の日付 令和七年七月九日

掲載頁 七十頁 (号外第一五七号)

令和七年八月一日

当社は、資本金の額を三億五千九百九十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

会の決議は令和七年六月三十日に終了しております。

当社は、資本金の額を三億五千九百九十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

兵庫県小野市住吉町南山一〇八一一番地

トクセン工業株式会社 代表取締役 金井 宏輔

掲載 官報

掲載の日付 令和七年八月一日

会の決議は令和七年七月二十五日に終了しております。

当社は、資本金の額を三千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月一日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

会の決議は令和七年六月二十四日に終了しております。

当社は、資本金の額を三億五千九百九十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

会の決議は令和七年六月二十四日に終了しております。

当社は、資本金の額を三億五千九百九十九円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月一日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

会の決議は令和七年九月二日であり、株主総会の決議は令和七年七月二十五日に終了しております。

当社は、資本金の額を三千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年八月一日

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日

会の決議は令和七年九月二日であり、株主総会の決議は令和七年七月二十五日に終了しております。

当社は、資本金の額を三千四百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し五百万円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日  
岡山市北区津高一四四四番地の二〇一

有限会社クリエイトウエンティワン  
代表取締役 持田 友紀

## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十三万四千八百五十円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十五日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五十三万四千八百五

十円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月十五日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

共栄商事株式会社  
代表取締役 矢吹 克明

## 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

東京都新宿区新宿五丁目一七番一八号

掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和六年十月十日

令和七年八月一日  
掲載頁 四頁

株式会社保険見直し本舗グループ  
代表取締役 白井 朋貴

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二億四六四五万四〇四六円、資本準備金の額を二億四六四五万四〇四六円減少することにいたしました。

## この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年一月三十日

掲載頁 五十六頁 (号外第十八号)

住友不動産高輪パークタワー八階  
メトロエンジン株式会社  
代表取締役 田中 良介

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を四千四百万円、資本準備

金の額を四千五百万円減少することにいたしま

た。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月二十三日

掲載頁 三〇〇頁 (号外第一六八号)

令和七年八月一日  
東京都港区海岸三丁目二番一二号

株式会社コーヒーハンターズ  
代表取締役 川島 良彰

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二億七千五百萬円、資本

準備金の額を二億五千五百萬円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

代表取締役 矢吹 克明

掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年七月二十三日

掲載頁 三〇〇頁 (号外第一六八号)

令和七年八月一日  
掲載頁 四頁

株式会社クリエイトウエンティワン  
代表取締役 持田 友紀

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二億四六四五万四〇四六円、資本準備金の額を二億四六四五万四〇四六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日  
東京都中央区日本橋本町四丁目三番一〇号

日本橋銀三ビル 株式会社サイモンズ  
代表取締役 齊川 満

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を四千四百万円、資本準備

金の額を一千八百六十四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載 官報  
掲載の日付 令和七年七月三十一日

掲載頁 三頁

兵庫県宝塚市安倉中二丁目四番八号  
株式会社シンリニュ  
代表取締役 新井 龍昇

基準日設定につき通知公告  
当社は、令和七年八月十九日を基準日と定め、

同日午後一時現在の株主名簿上の株主をもつて、

その所有する株式一株を二〇〇株とする株式分割

により株式の割当てを受ける株主と定めましたので

で公表します。

令和七年八月一日  
北海道北広島市栄町一丁目五二番

株式会社コーヒーハンターズ  
代表取締役 川島 良彰

資本金及び準備金の額の減少公告  
当社は、資本金の額を二億七千五百萬円、資本

準備金の額を二億五千五百萬円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

東京都千代田区有楽町一丁目七番一号

代表取締役 矢吹 克明

掲載紙 日刊工業新聞  
掲載の日付 令和七年七月二十三日

掲載頁 二九三頁 (号外第一六八号)

定款変更につき通知公告  
当社は、普通株式の発行により、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ十四億一千八百六十四万円増加することを条件として、資本金の額を十四億一千八百六十四万円、資本準備金の額を十四億一千八百六十四万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年八月一日  
東京都中央区日本橋本町四丁目三番一〇号

日本橋銀三ビル 株式会社サイモンズ  
代表取締役 齊川 満

定款変更につき通知公告  
当社は、令和七年八月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので、公表します。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、同日に当社の株券は無効となります。



